一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 専門医制度施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下学会)は、脳神経血管内治療を専攻する優れた医師を養成し、脳神経血管内治療の進歩発展とその診療水準の向上をはかり、国民の福祉に貢献することを目的とし、学会施行規則第58条に基づき学会の専門医制度を実施する。

- 2. この規則は学会施行規則第59条に基づき学会専門医制度の施行に関し必要な事項を定める。
- 3. 本規則施行のために必要な細則は別に定める。

(事務局担当)

第2条 本制度実施に伴う諸事務を円滑に運営するため、事務局次長(専門医制度担当)を置く。

第2章 委員会

(設置)

第3条 学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会(以下制度委員会)、専門医指導医認定委員会(以下認定委員会)、専攻医研修管理委員会(以下研修管理委員会)をおく。

(職務)

第4条 制度委員会は以下の各号を審議する。

- 1. 専門医制度の施行、実施に必要な細則、補則の立案に関すること
- 2. 指導医、専門医の専門的能力の維持、充実の方策に関すること
- 3. 専攻医の研修、管理に必要な脳血管内治療専門研修カリキュラム(以下カリキュラム)および管理方法の立案に関すること

第5条 認定委員会は以下の各号を行う。

- 1. 専門医の認定およびその更新の審査に関すること
- 2. 指導医の認定およびその更新の審査に関すること
- 3. 研修施設の認定およびその更新の審査に関すること

第6条 研修管理委員会は以下の各号を行う。

- 1. 専攻医の登録に関すること
- 2. 専攻医の研修指導に関すること
- 3. 専攻医の研修に関すること(構成)

第7条 委員会の構成

- 1. 制度委員会は、職責理事、認定委員会委員長、同副委員長、事務局長、事務局次長、理事会の議を経て理事長および会長が協議して委嘱した若干名の理事により構成される。
- 2. 認定委員会は、学会施行規則第28条第4項に基づき選任される委員により構成される。
- 3. 研修管理委員会は、専門医指導医認定委員により構成される。

(守秘義務)

第8条 委員は審議、認定上知り得た一切の情報を漏らしてはならない。

第3章 専攻医

(登録)

第9条 脳血管内治療専攻医(以下専攻医)とは、脳血管内治療専門医の認定を受けるために、専門 医制度細則に定めるカリキュラムに基づいて研修するものをいう。

2. 専攻医は専門医制度細則に定める方法で学会に登録する。

(研修方法)

第10条 専門医制度細則に定める方法で、カリキュラムに基づいて研修する。

(研修指導)

第 11 条 脳血管内治療専門研修は、専門医制度細則に定める手続きを経て認定された専門研修指導医によって行われる。

(研修管理)

第12条 専攻医の研修管理は、研修管理委員会が行う。

第4章 専門医

(専門医の資格)

第 13 条 学会は、学会会員で次の各号にすべて該当する者に対し、専門医の認定をすることができる。

- 1. 脳神経血管内治療学において治療に必要な十分な知識を有する者
- 2. 脳血管内治療の正しい適応と必要性を理解し、適切な戦略決定と基本動作ができる者
- 3. 専門医制度細則に定めた条件を満たす者

(専門医の認定)

第14条 前条の認定を受けようとする者は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
- 3. 前項の認定は、学会専門医名簿に登録することにより行う。
- 4. 学会は、第2項の認定をしたときは、学会専門医認定証を交付専門医しなければならない。
- 5. 第2項の認定の有効期間は5年とする。

(認定の更新の申請)

第 15 条 第 9 条の認定の更新を受けようとする者は、専門医制度細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第9条の認定を更新する。
- 3. 前項の更新は、学会専門医名簿に登録することにより行う。
- 4. 学会は、第2項の更新をしたときは、新たに学会専門医認定証を交付しなければならない。
- 5. 第2項の更新の有効期間は5年とする。

第5章 指導医

(指導医の資格)

第 16 条 学会は、学会会員で次の各号にすべて該当する者に対し、学会指導医の認定をすることができる。

- 1. 脳神経血管内治療学において十分な知識および技能を有し、あらゆる適応疾患について治療を自ら安全に遂行できる者
- 2. 診断、治療技術、管理などの臨床行為診療および教育、研究に指導的 役割を果たし得る資格を有する者
- 3. 学術活動および教育活動を通じて、後進の指導を行い、脳血管内治療の発展に貢献できる者
- 4. 細則に定めた条件を満たす脳血管内治療専門医

(指導医の認定)

第 17 条 前条の認定を受けようとする者は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
- 3. 前項の認定は、学会指導医名簿に登録することにより行う。
- 4. 学会は、第2項の認定をしたときは、学会指導医認定証を交付しなければならない。

(認定の更新の申請)

第 18 条 第 16 条の認定の更新を受けようとする者は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第16条の認定を更新する。
- 3. 前項の更新は、学会指導医名簿に登録することにより行う。
- 4. 学会は、第2項の更新をしたときは、新たに学会指導医認定証を交付しなければならない。

第6章 研修施設

(研修施設の認定)

第 19 条 学会は、脳神経血管内治療の専門訓練を行うために、細則に定めた条件に該当する施設に対し、研修施設の認定をすることができる。

第 20 条 前条の認定を受けようとする施設は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
- 3. 前項の認定は、学会研修施設名簿に登録することにより行う。(認定の更新の申請)

第 21 条 第 19 条の認定の更新を受けようとする施設は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第19条の認定を更新する。
- 3. 前項の更新は、学会研修施設名簿に登録することにより行う。

第7章 取り消しおよび一時停止

(専門医)

第 22 条 学会は、専門医が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会で出席委員の 2/3 以上の賛成を経て専門医の認定を取り消す、あるいは一時停止することができる。

- 1. 正当な理由を付して専門医の資格を辞退したとき。
- 2. 学会会員の資格を失ったとき。
- 3. 専門医として不適当であると認められたとき。ただし、この場合は専門医に対し、認定委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

(指導医)

第 23 条 学会は、指導医が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会で出席委員の 2/3 以上の賛成を経て指導医の認定を取り消す、あるいは一時停止することができる。

- 1. 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき。
- 2. 学会会員の資格を失ったとき。
- 3. 指導医として不適当であると認められたとき。ただし、この場合は指導医に対し、認定委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

(研修施設)

第 24 条 学会は、研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会で出席委員の 2/3 以上の賛成を経て研修施設の認定を取り消す、あるいは一時停止することができる。

- 1. 正当な理由を付して研修施設の資格を辞退したとき。
- 2. 研修施設の資格を失ったとき。
- 3. 研修施設として不適当であると認められたとき。ただし、この場合は研修施設指導責任者に対し、 認定委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

第8章 脳血栓回収療法実施医

第25条 学会はエビデンスが確立した機械的血栓回収療法を、安全に適応患者に提供することを目的とし、経皮経管的脳血栓回収用機器適正使用指針に基づき、脳塞栓症に対する血栓回収療法に特化した実施医制度を設ける。この資格は本学会および日本脳卒中学会、日本脳神経外科学会の合同で認定する資格である。詳細は細則に定める。

(脳血栓回収療法実施医の資格)

第 26 条 学会は、学会会員で次の各号にすべて該当する者に対し、脳血栓回収療法実施医の認定をすることができる。

- 1. 虚血性脳血管障害について治療に必要な十分な知識を有する者
- 2. 脳血栓回収療法の正しい適応と必要性を理解し、適切な戦略決定と治療手技ができる者
- 3. 専門医制度細則に定めた条件を満たす者

(脳血栓回収療法実施医の認定)

第27条 前条の認定を受けようとする者は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
- 3. 前項の認定は、学会の脳血栓回収療法実施医名簿に登録することにより行う。

- 4. 学会は、第2項の認定をしたときは、学会脳血栓回収療法実施医認定証を交付しなければならない。
- 5. 第2項の認定の有効期間は5年とする。

(認定の更新の申請)

第 28 条 第 9 条の認定の更新を受けようとする者は、専門医制度細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

- 2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第9条の認定を更新する。
- 3. 前項の更新は、学会脳血栓回収療法実施医名簿に登録することにより行う。
- 4. 学会は、第2項の更新をしたときは、新たに学会脳血栓回収療法実施医認定証を交付しなければならない。
- 5. 第2項の更新の有効期間は5年とする。
- 6. 有効期間中に脳血管内治療専門医を取得した場合には、脳血栓回収療法実施医を兼ねるので更 新を要しない。

第9章 補則

第 29 条 学会は、専門医、指導医および研修施設の認定をし、または更新をしたときは、その旨を公告するものとする。

第30条 本規則の改廃は、専門医制度委員会が立案・検討の上、理事会で承認される必要がある。

(附則) この規則は、2024年 3月 5日より施行する。